

平成29年度「戦世の記憶」平和発信強化事業（戦争体験証言の多言語翻訳及び吹き替え映像作成）の業務委託一般競争入札に関する Q&A 【6月7日現在】

回答掲載日：6月1日（木）、6月8日（木）

◇《6月1日（木）～6月7日（水）までの質問》

Q：吹き替えの制作手法ですが、ボイスオーバーとリップシンクのどちらで制作すればよいでしょうか？

A：原音を消去する、リップシンクで吹き替えます。

Q：字幕として挿入する訳文は国際的に標準となっているルールに準拠し作成するという形で宜しいでしょうか？

A：標準ルール準拠で作成します。

Q：スペイン語はヨーロッパで主に使われているものか、南米で主に使われているものか、どちらで翻訳等すべきでしょうか？

A：ヨーロッパで使われる標準スペイン語で翻訳します。

◇《5月25日（木）～5月31日（水）までの質問》

Q：仕様書(1)の③「翻訳する戦争体験証言者は30人の証言の反訳文とする」とありますが、こちらの反訳文は「証言者の方のお話が沖縄等の方言そのままを書き起こされたもの（標準語ではない）」という認識でよろしいでしょうか？

A：一部、沖縄独特の言い回しや方言が入っていますが、基本、標準語に近づけ反訳文は作成しております。参考のため、サンプルの翻訳用の原稿を添付いたします。

Q：同(2)の⑥「吹き替え映像の時間は5分から10程度の映像とする」とありますが、これは「吹き替え・字幕挿入作成対象となる『証言者の方1人あたりの映像の時間』」（概算で5～10分/人×70人分=350～700分の映像となる）という認識でお間違えないでしょうか？

A：証言者1人あたりの映像時間が5分から10分程度です。したがって、5～10分/人×70人分=350～700分。その7言語分となります。（①英語、②中国語、③韓国語、④スペイン語、⑤ドイツ語、⑥フランス語、⑦マレーシア語）

Q：様式第4号の「共同企業体協定書」（例）につきましては、例文にその他条項を追記させて頂いても宜しいでしょうか？

A：受託業務を適切に行えるようにするための条項であれば追記可能です。
尚、追記条項の確認のため、担当あてにご照会ください。

Q：様式第3号の「事業実績書」に記載する実績につき、他社からのいわゆる「孫請け案件」（国

・地方公共団体が発注した案件を、元請企業から弊社が発注を請けた例)も実績として記載させて頂くことは可能でしょうか？

A：記載して構いません。ただし、受託実績が確認できるよう、発注者、元請業者間、元請から孫請けに至るまでの各契約書等を添付してください。

◎質問書の受付期間：平成29年5月25日（木）～6月7日（水）

◎質問書の回答期間：平成29年5月25日（木）～6月8日（木）

●一般競争入札への参加申込期限：平成29年6月9日（金）17：00

●一般競争入札日：平成29年6月15日（木） 平和祈念資料館2階大会議室 14：00～